

## たましんジョイントカード特約

### 第1条（本特約の目的）

本特約は、多摩信用金庫（以下「当金庫」という）の普通預金規定（総合口座機能を有する場合は総合口座取引規定を含む。以下同じ）及びたましんキャッシュカード規定に定めるキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」という）、たましんデビットカード取引規定に定めるデビットカードとしての機能（以下「デビットカード機能」という）と、株式会社しんきんカード（以下「当社」という）のしんきんカード会員規約に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という）を一体化し、すべての機能を1枚で提供するカード（以下「本カード」という）の機能・使用方法等について定めます。

### 第2条（本カードの発行・貸与）

1. 本特約、普通預金規定、たましんキャッシュカード規定、たましんデビットカード取引規定及びしんきんカード会員規約を承認のうえ、当金庫及び当社に本カードの入会を申込み、当金庫及び当社が適格と認められた方（以下「会員」という）に本カードを発行し、貸与します。会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署しなければなりません。なお、本カードの入会を申込み、当社より会員と認められなかった場合には、当金庫所定の普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ）口座のキャッシュカードを発行します。但し、既に当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードを保有している場合は、この限りではありません。
2. 本カードの所有権は当金庫及び当社に属します。本カードはカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、本カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、会員は、本カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、本カードを他人に占有または使用させてはなりません。
4. 本カードのクレジットカード機能部分について、しんきんカード会員規約の定めに従い、本カードに追加して家族カードを発行することができます。家族カードを申込み場合には、当金庫及び当社所定の用紙を当金庫へ提出するものとし、会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもって家族カードの申込みがあったものとし、なお、家族カードの所有権は当社に属します。本カード発行種別は、たましんジョイントカード・たましんリスルジョイントカード・たましんゴールドジョイントカード・たましんクラシックジョイントカードとします。

### 第3条（年会費）

1. 本カードは、当社所定の年会費をいただきます。なお、年会費及び年会費の支払期日は当社より通知するものとし、
2. 本カードがたましんジョイントカード（たましんゴールドジョイントカード及びたましんクラシックジョイントカードを除く）の場合、本カードの年会費を無料とします。但し、会員のクレジットカード機能の利用状況（利用がない場合を含む）から、当社が適当と判断し別途通知した場合には、当社所定の年会費をいただきます。

### 第4条（本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は当金庫及び当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2ヶ月前までに退会の申出がなく、当金庫及び当社が引き続き会員として認める場合には、新たに有効期限を延長した本カードと本特約及びしんきんカード会員規約を送付します。会員は、有効期限経過後の本カードを直ちに切断・破棄するものとし、なお、当社が引き続き会員として認めなかった場合には、当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードを送付します。
3. 前項により新たに有効期限を延長した本カードが送付された場合、これまで保有していたキャッシュカード機能及びデビットカード機能については、当金庫の定める一定期間経過後、または新たに送付された本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能の第1回使用時より使用できなくなるものとし、
4. 有効期限内におけるクレジットカード機能の使用による利用金額の支払いについては、有効期限経過後といえども本特約及びしんきんカード会員規約を適用するものとし、

#### 第5条（本カード発行に伴う別カードの取扱い）

1. 本カードは、同一普通預金口座のキャッシュカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、当金庫の取扱う普通預金口座のキャッシュカードを保有している場合で本カードへの変更を希望する場合は、本カードは既に保有している普通預金口座のキャッシュカードに替えて発行します。
2. 本カードは、当社の取扱う一部のクレジットカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、当社の取扱う他のクレジットカードを保有している場合で本カードへの変更を希望し当金庫及び当社が適当と認めた場合は、本カードは既に保有している他のクレジットカードに替えて発行します。

#### 第6条（本カードの取扱い）

1. 会員は、本カードによりキャッシュカード機能、デビットカード機能及びクレジットカード機能を、本特約、普通預金規定、たましんキャッシュカード規定、たましんデビットカード取引規定及びしんきんカード会員規約に従って使用することができます。
2. 会員は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」という）において本カードを使用する場合には、本カード表面に記載されているカードの挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとし、
3. 会員は、本カードのデビットカード機能とクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを使用する場合には、本カードを提示する際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申出るものとし、なお、本カードのデビットカード機能を使用する際の挿入方向は、キャッシュカード機能を使用する際の挿入方向と同一方向となります。
4. 会員が前2項に定める本カードの使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また、会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとし、

#### 第7条（利用代金の支払い）

会員は、デビットカード機能の利用代金はデビットカード取引規定に基づき、クレジットカード機能の

利用代金はしんきんカード会員規約に基づいて支払うものとします。なお、デビットカード機能及びクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」という）は、本カードの普通預金口座とします。

#### 第 8 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当金庫及び当社に届出た氏名・住所・電話番号・勤務先等について変更があった場合には、当金庫及び当社所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。なお、会員が当社所定の方法・用紙により当金庫に届出た変更事項（キャッシュカード機能、デビットカード機能及び第 11 条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能の暗証番号の変更を除く）は、当金庫から当社へ連絡し、これをもってしんきんカード会員規約に定める届出があったものとします。
2. キャッシュカード機能、デビットカード機能及び第 11 条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当金庫所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。また、クレジットカード機能に関する暗証番号を変更する場合には当社所定の方法・用紙により遅滞なく当社に届出るものとします。
3. 前 2 項のうち、氏名に変更があった場合、決済口座を変更する場合またはクレジットカード機能の暗証番号を変更する場合には、会員は本カードを当金庫に提出するものとします。なお、これにより新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

#### 第 9 条（紛失・盗難）

1. 会員は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）にあった場合には、直ちにその旨を当金庫及び当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。なお、当金庫及び当社への通知は改めて文書で届出いただきます。この届出前に生じた損害については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。
2. 紛失・盗難の通知を当金庫が受けた場合には、当金庫はキャッシュカード機能及びデビットカード機能（第 11 条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能がある場合は当該サービス・機能を含む）を停止します。また、紛失・盗難の通知を当社が受けた場合には、当社はクレジットカード機能を停止します。
3. 前項の規定に係らず、当金庫及び当社のいずれかに紛失・盗難の通知があった場合、当金庫がキャッシュカード機能及びデビットカード機能（第 11 条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能がある場合は当該サービス・機能を含む）を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。
4. 本カードの紛失・盗難により生じた損害の処理については、会員と当金庫との間では普通預金規定、たましんキャッシュカード規定、たましんデビットカード取引規定、その他第 11 条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能に関する規定等を、会員と当社との間ではしんきんカード会員規約を、それぞれ適用します。

#### 第 10 条（クレジットカード機能の一時停止）

1. 会員が本特約またはしんきんカード会員規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合には、当

社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

2. 前項によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合及びしんきんカード会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」という）には、当金庫は普通預金口座のキャッシュカードを発行するものとします。
3. 一時停止等の場合には、当金庫または当社は会員に事前に通知・催告等を行うことなく、当金庫及び当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。会員は、当金庫または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

#### 第 11 条（本カードの機能追加等）

1. 会員が、本特約に定めのない当金庫のサービス・機能を本カードにより使用する場合は、予め当該サービス・機能に関する規定等を承認のうえ、当金庫に当該サービス・機能の使用を申込み、当金庫が適当と認めた会員に本カードによる当該サービス・機能の使用を認めます。会員は、当該サービス・機能に関する規定等に従い、本カードによる当該サービス・機能を使用するものとします。なお、当該サービス・機能を自動機で使用する際の挿入方向は、キャッシュカード機能を使用する際の挿入方向と同一方向となります。  
また、本カードの使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。
2. 本特約の定めによるキャッシュカード機能、デビットカード機能、クレジットカード機能の一時停止等に伴い、本特約に定めのない当金庫のサービス・機能を使用できない場合の不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（本カードの機能分離等）

1. 会員は、本カードについて次のことを行う場合には、当金庫及び当社所定の用紙により当金庫へ申込みまたは届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもってしんきんカード会員規約に定める申込みまたは届出があったものとします。
  - (1) 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できる当社所定のクレジットカードの発行を希望する場合。
  - (2) 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できる当社所定のクレジットカードのいずれかの発行を希望する場合。
  - (3) 決済口座を当金庫以外の金融機関の口座に変更する場合。
  - (4) 決済口座または当社とのカード会員契約を解約する場合。
2. 当金庫及び当社は、会員が当金庫との他の取引約定に1つでも違反した場合、当金庫の判断により当金庫のサービス・機能の利用を停止し、本カードのクレジットカード機能が利用できる当社所定のクレジットカードを発行することができるものとします。なお、この場合、当金庫は会員へ別途告知し、会員は、当金庫及び当社所定の用紙により当金庫へ申込みまたは届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもってしんきんカード会員規

約に定める申込みまたは届出があったものとします。

3. 当金庫及び当社は、会員のクレジットカード機能の利用状況（利用がない場合を含む）により、しんきんカード会員規約に定める会員資格を取消し、本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードを発行することができるものとします。なお、この場合、当社は会員へ別途通知するものとし、第1項に定める当金庫及び当社所定の用紙による届出は不要とします。
4. 前3項により新たに当金庫または当社所定のカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカード機能、デビットカード機能、その他第11条の定めにより本カードに追加した当金庫のサービス・機能及びクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

#### 第13条（カードの再発行）

1. 本カードの紛失・盗難、破損、汚損、氏名及び決済口座の変更の場合には、会員が当金庫及び当社所定の方法により当金庫へ届出を提出し、当金庫及び当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社へ送付し、これをもってしんきんカード会員規約に定める届出があったものとします。なお、当社が本カードの再発行を認めなかった場合には、当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードを発行します。
2. 当金庫及び当社が本カードの再発行または第12条に定める本カードの機能分離等に応じるときは、当金庫及び当社所定の手続きをした後に本カードまたは当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードもしくは当社所定のクレジットカードを再発行します。
3. 前2項に定めるカードが再発行または発行される場合には、会員は当金庫及び当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 第14条（退会）

本カードを退会する場合は、本カード及び本カードに追加して貸与された家族カード並びにリボルビング払い専用カードを添え、当金庫及び当社所定の届出用紙により当金庫に届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社へ送付し、これをもってしんきんカード会員規約に定める届出があったものとします。

#### 第15条（本特約の変更等）

本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を当金庫もしくは当社から通知すること、または新規定を送付することにより変更できるものとします。この場合、その変更内容は、変更内容を当金庫もしくは当社から通知した後、または新規定を送付した後に本カードを利用したとき（以下「通知後のカード利用日」という）に会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。

#### 第16条（規定・規約の準用）

本特約に特段の定めのない場合は、キャッシュカード機能については普通預金規定及びたましんキャッシュカード規定を、デビットカード機能についてはたましんデビットカード取引規定を、クレジットカード機能についてはしんきんカード会員規約を準用します。なお、第11条により本特約に定めのない

当金庫のサービス・機能を追加した場合は、当該サービス・機能に関する規定等を準用します。

(2020年9月24日改定)